

27 日獣発第 356 号

平成 28 年 4 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正について

このことについて、平成 28 年 3 月 23 日付け 27 消安第 6092 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号畜産局長通知) について、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」に追加掲載された農薬及び農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号) に基づき登録されている製剤の登録内容の変更等があった農薬成分について、残留基準値を新たに追加設定または改正を行ったことについて、都道府県知事に通知したので、了知の上、本会会員に周知を依頼されたものです。

については、貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第6092号
平成28年3月23日

公益社団法人日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の
会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



(別添)

写

27消安第6092号
平成28年3月23日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米における農薬の残留については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）において、管理基準として残留基準値を設定しております。

今般、当該通知の別紙2を別添のとおり改正することとしましたので、本改正内容について下記事項にご留意の上、貴管下関係者に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

先般、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」に追加掲載された稲発酵粗飼料（以下「WCS」という。）用稲の生産に使用される農薬のうち、下記2の農薬成分について、新たに残留基準値を設定しました。

また、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき登録されている製剤の登録内容の変更等があった農薬成分について、残留基準値を改正しました。

2 残留基準値を新たに設定又は改正した農薬成分

殺虫剤 エトフェンプロックス、クロラントラニリプロール、ジノテフラン
殺菌剤 イソチアニル、オリサストロビン
除草剤 キノクラミン、ジクワット、パラコート、ベンチオカーブ、
ベンフレセート、モリネート

(別 添)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知) 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後				現 行				
別 紙 2 管理基準				別 紙 2 管理基準				
			単位 : mg/kg				単位 : mg/kg	
種類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準	種類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準	
農薬	エチプロール	[略]	[略]	農薬	エチプロール	[略]	[略]	
	<u>エトフェンプロックス</u>	稲わら <u>稲発酵粗飼料</u>	<u>30</u> <u>10</u>		カルボスルファン	[略]	[略]	[略]
	カルボスルファン	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		クロラントラニプロール	稲わら	0.1	
	クロラントラニプロール	稲わら <u>稲発酵粗飼料</u>	0.1 <u>0.05</u>		シラフルオフエン	[略]	[略]	[略]
	シラフルオフエン	[略]	[略]		ジノテフラン	稲わら 稲発酵粗飼料	<u>5</u> <u>5</u>	
	ジノテフラン	稲わら 稲発酵粗飼料	<u>10</u> <u>5</u>		スピノサド	[略]	[略]	[略]
	スピノサド	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		イソチアニル	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	2 <u>0.7</u> <u>0.3</u>	
	イソチアニル	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	2 <u>0.7</u> <u>0.3</u>		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		オリサストロピン	稲わら	5	
	オリサストロピン	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	5 <u>0.7</u> <u>1</u>		オリサストロピン	稲わら 籾米	5 1	

	[略]	[略]	[略]
	キノクラミン	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	0.3 <u>0.1</u> 0.05
	[略]	[略]	[略]
	ジクワット	稲わら 稲発酵粗飼料	0.05 <u>0.05</u>
	[略]	[略]	[略]
	パラコート	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 <u>0.05</u>
	[略]	[略]	[略]
	ベンチオカーブ	稲わら 稲発酵粗飼料	0.1 <u>0.1</u>
	[略]	[略]	[略]
	ベンフレセート	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 <u>0.2</u>
	モリネート	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 <u>0.1</u>
	[略]	[略]	[略]
重金属等	[略]	[略]	[略]
かび毒	[略]	[略]	[略]
その他	[略]	[略]	[略]

注：1～5 [略]

	[略]	[略]	[略]
	キノクラミン	稲わら	0.3
		粃米	0.05
	[略]	[略]	[略]
	ジクワット	稲わら	0.05
	[略]	[略]	[略]
	パラコート	稲わら	0.3
	[略]	[略]	[略]
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1
	[略]	[略]	[略]
	ベンフレセート	稲わら	0.3
	モリネート	稲わら	0.3
	[略]	[略]	[略]
重金属等	[略]	[略]	[略]
かび毒	[略]	[略]	[略]
その他	[略]	[略]	[略]

注：1～5 [略]

(参考 改正箇所反映版)

昭和63年10月14日

63畜B第2050号

(最終改正：平成28年3月23日)

関係団体の長 殿

飼料の有害物質の指導基準の制定について

農林水産省畜産局長

飼料の有害物質の指導基準及び管理基準をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり定めたので、御了知の上、基準を超えた飼料については、販売することのないよう、貴会傘下の会員（組合員）に対する工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。

別紙1の指導基準を超えた飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第23条第1号に掲げる飼料に該当します。

別紙2の管理基準を超えた飼料については、直ちに法第23条第1号に掲げる飼料に該当するわけではありません。

ただし、管理基準の超過の程度によっては、有害畜産物が生産される等のおそれがあることから、事業者の工程管理における自主検査等により管理基準を超えた飼料が確認された場合は、事業者は、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課（以下「農林水産省」という。）に対して速やかに報告してください。農林水産省は、当該報告を受けて、飼料から畜産物への移行性や家畜等への影響の状況等を総合的に勘案した上で、法第23条第1号に掲げる飼料に該当するか判断します。

なお、いずれの基準についても、飼料中の有害物質の基準を超えた場合には、飼料の製造等の工程管理が適切に実施されていなかった可能性があることから、関係事業者が協力して原因究明を行い、同様の事例が再発することのないよう指導方をお願いします。

また、本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」（平成20年4月1日付け19消安第14729号）によるものとするを申し添えます。

指導基準

単位: mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料 (乳用牛用)	0.01

管理基準

単位: mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
	エチプロール	稲わら	3
		粃米	1
	<u>エトフェンプロックス</u>	<u>稲わら</u>	<u>30</u>
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>10</u>
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	クロチアニジン	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	5
	クロマフェノジド	稲わら	5
		粃米	3
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.05</u>
	シラフルオフエン	稲わら	20
		粃米	15
	ジノテフラン	稲わら	<u>10</u>
		稲発酵粗飼料	5
	スピノサド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	ダイアジノン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
		稲発酵粗飼料	0.5
	チアクロプリド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアメトキサム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3
	テブフェノジド	稲わら	20
稲発酵粗飼料		10	
トリクロルホン	稲わら	2	
	粃米	2	
	稲わら	1	
ピメトロジン	稲わら	1	
	稲わら	0.2	
フィプロニル	稲発酵粗飼料	0.1	
	稲わら	5	
フェノプロカルブ	稲発酵粗飼料	5	
	稲わら	5	
	粃米	3	
フェンチオン	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	0.1	

フェントエート	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	1
	粃米	0.7
ブプロフェジン	稲わら	25
	稲発酵粗飼料	15
	粃米	10
マラチオン	稲わら	0.2
	粃米	2
メトキシフェノジド	稲わら	5
	稲発酵粗飼料	2
	粃米	2
アゾキシストロビン	稲わら	5
	稲発酵粗飼料	1
	粃米	2
イソチアニル	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.7
	粃米	0.3
イソプロチオラン	稲わら	40
	稲発酵粗飼料	20
	粃米	15
イプロベンホス	稲わら	15
	エディフェンホス	10
オキシソリニック酸	稲発酵粗飼料	1
	稲わら	10
	稲発酵粗飼料	0.1
オリサストロビン	粃米	3
	稲わら	5
	稲発酵粗飼料	0.7
クロロタロニル	粃米	1
	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
シメコナゾール	稲わら	1
	粃米	0.3
チウラム	稲わら	0.04
	稲発酵粗飼料	0.02
カルプロパミド	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.7
	稲わら	0.3
カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベ ノミル	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	10
	稲わら	1
ヒドロキシイソキサゾール	稲わら	1
	粃米	0.5
ピロキロン	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.5
フェノキサニル	稲わら	30
	稲発酵粗飼料	3

フェリムゾン	稲わら	20
	粃米	5
フサライド	稲わら	130
	稲発酵粗飼料	30
フラメトピル	稲わら	5
	粃米	1
フルジオキソニル	稲わら	0.05
	稲発酵粗飼料	0.1
フルトラニル	稲わら	20
	稲発酵粗飼料	5
	粃米	5
プロクロラズ	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
プロベナゾール	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.7
	粃米	0.3
メトミノストロピン	稲わら	5
	粃米	2
メタラキシル	稲わら	0.5
	稲発酵粗飼料	0.2
メプロニル	稲わら	25
	稲発酵粗飼料	10
	粃米	7
2, 4-D	稲わら	1
MCPA	稲わら	2
オキサジクロメホン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
キノクラミン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	0.05
クミルロン	稲わら	2
グリホサート	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.2
グルホシネート	稲わら	0.5
ジクワット	稲わら	0.05
	稲発酵粗飼料	0.05
シハロホップブチル	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	2
ジメタメトリン	稲わら	0.2
ダイムロン	稲わら	0.7
パラコート	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.05
ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
ピリミノバックメチル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1

	プロモブチド	稲わら	2
	ペノキスラム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	0.1
	ベンスルフロメチル	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.05
	ベンタゾン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.1
	ペンディメタリン	稲わら	0.02
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
	ベンフレセート	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.2
	モリネート	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	パクロブトラゾール	稲わら	0.7
	プロヘキサジオンカルシウム塩	稲わら	0.2
重金属等	鉛	配合飼料, 乾牧草等	3
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7
	カドミウム	配合飼料, 乾牧草等	1
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	3
	水銀	配合飼料, 乾牧草等	0.4
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	1
	ひ素	配合飼料, 乾牧草等 (稲わらを除く)	2
		稲わら	7
		魚粉	15
		肉粉, 肉骨粉	7
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料 (牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用 (ほ乳期子豚用を除く)、鶏用 (幼すう用及びプロイラー前期用を除く)、うずら用)、とうもろこし	0.02
		配合飼料 (ほ乳期子牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、プロイラー前期用)	0.01
	ゼアラレノン	家畜に給与される飼料	1
	デオキシニバレノール	生後3か月以上の牛に給与される飼料	4
		家畜等 (生後3か月以上の牛を除く。) に給与される飼料	1
その他	メラミン	尿素を除く飼料 (飼料原料を含む。)	2.5

- 注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を除く。) を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。
2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。
3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。
4. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。
5. 基準の対象となるとうもろこしは、外皮、ひげ及びしんを除いた種子を指す。

事務連絡

平成28年3月23日

関係各位

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課飼料安全基準班

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」の一部改正

1. 稲わら、稲発酵粗飼料及び飼料用米における農薬の残留については、その生産管理における安全性の目安として、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)において、管理基準として残留基準値を定めています。
2. 今般、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」に追加掲載された農薬や、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき登録されている製剤の登録内容の変更等があった農薬成分について、残留基準値を新たに追加設定又は改正を行いました。

(参考)

農林水産省ホームページ 「飼料の安全関係」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>

(独)農林水産消費安全技術センターホームページ 「飼料中の有害物質の基準値」

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safetyj22.html

担当: 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 池田

TEL 03-3502-8111(内線 86068)